第4回 みなかみ町協働のまちづくり委員会 次第

日 時 平成21年3月12日(木) 午後7時~ 場 所 役場本庁6階第3会議室

1	. 開	会
2	. 委員長技	矣拶
3	. 協 議 事	耳項
	(1)第3	3回委員会の会議録確認について
	(2)委員	員からの情報共有の提案について(資料1・別表)
	(3)ま?	ちづくり活動つなぎ資金貸付制度について(資料2)
	(4)地址	或コミュニティづくりに向けて(資料3・4)
	(5)今征	後の進め方について
		の他 回委員会の開催について 5 回委員会 平成21年4月16日(木)19:00~ 役場本庁 6 階第 3 会議室

4.閉 会

資料 1

情報提供と共有について(委員からの提案)

〈提案1〉

<u>昨今、幼児、児童等の誘拐や殺人等の凶悪犯罪が多発</u>している。そのことを対岸の 火事では済まされない現状であり、<u>それらについての対策や情報の伝達、収集はどの</u> ようになっているのか、聞き取り調査のため古馬牧小学校を訪ねる。

(日 時) 平成20年12月9日(火) 10:30~11:30

(場 所) 古馬牧小学校校長室

(対応者) 学校長、教頭

(質問A)

児童の安全(通学から下校まで)はどのように、また、どのような情報提供が保 護者、児童に行われていますか?

(回答A)

- 1.「通学路危険箇所チェック」というものを地区毎に作成し、該当保護者に配布している。
- 2. 「かけこみ 1 1 0 番」の協力者の地図は、全保護者に配布し、通学時の安全に 努めている。
- 3. 町からの危険情報は、その裏面に必要情報を記入し、保護者に配布している。
- 4. <u>毎月1回「学校だより」を発行</u>し、その月の行事予定、前月の成績やお知らせ 等を<u>保護者に情報提供</u>している。

(質問書)等工具數法工學的主题語語等對於學園具質問題的數學工程的數學工程的數學

何か困っていることはありませんか?

(回答B)

- 1. 後閑のパチンコ店が通学路に面しているが、児童が近道して建物(立体駐車場) の中に入ることがある。建物の中は、死角になり何が起きても分からないので入 らないように注意しているのだが、お店だから入口を閉鎖してもらうことも出来 ず対処に苦慮している。
- 2. 上越クリスタルの東側に<u>「スナック桜」</u>がある。<u>その脇に大きな用水路が流れていて、1年生が帽子を流されたことがあった。</u>大変危険なため、8月の保護者会で、そのことが問題視され、教育委員会に善処を求めたが12月現在なにも対策がとられていない。
- 3. 児童の通学時は、集団登校だが下校時は高学年、低学年で時間が違う。また、 各家に向かうときは、<u>長い距離を一人になる場合がある。</u>その対処がうまくでき ていない。

(問題点)

- 1. 保護者への情報提供は細やかにされていて感心する。だが、回答B-1の問題点のような場面は、地域の人は知らされていないので、見ていても見過ごされている場合が多い。このような<u>学校側の情報をどのように地域の人に流し、理解してもらい、どう協力してもらうかが課題である。</u>
- 2. 回答B-2の問題点は、せっかく良い情報を流し、事故防止につなげようとしても、いろいろな理由を並べて結局なにもしない、危険が放置されている現状を見た人は「何を言っても何もやってくれない。ばかばかしいから何も言わないようにしよう。」というふうになりかねない。
- 3. <u>学校側の安全対策は、万全のようだが万全とは言えない現状</u>があることを知った。<u>学校だけでは解決できない、教育委員会もだめな問題をどこに持っていけばよいのか。</u>それを誰がどうするのか。どこに行けばより良い方法が見つかるのか。 (解決策・事業例)
 - 1. 上記の各問題点に共通することは「<u>地域とのコミュニケーションの不足</u>」だと感じる。何か問題が発生すると(今回は学校だが)その中だけ(学校、保護者、教育委員会)で解決しようとする。しかし、実際にはその中だけでは解決できない問題もある。その問題点の中には、区や商工会、老人会、各種団体に協力を求めれば解決できるものもある。そこに「地域」とのつながり、コミュニケーションがたいへん大切なものになってくる。<u>情報を一箇所に集め地域ぐるみで問題解決に取り組むシステムや施設を学校区毎に配置することにより、学校問題だけでなく、地域で起こる様々な問題も「まちづくり」として解決できるのではないだろうか。</u>

<提案2>

私の場合、日々の生活の中で積極的に町の情報を収集しているとはいえません。一般的な町民の方々も同様ではないかと思いますが、そのような暮らしのなかでも、必要な情報がある程度は入ってくるようなしくみを作ることが重要だと思います。そのためには、どのような方法が情報提供の有効な手段であるかを検証しなければならないと思います。

私は町章や町の花・木・鳥の公募は知り、応募もしましたが、町民憲章の公募があったということは、申し訳ないのですが前回のまちづくり委員会で知った次第です。なぜなのか考えてみると、前者については子どもが学校から配付されたものを見て知ったと思います。子どもがいる家庭では、学校からの配付物は必ず見るので、そういった方法はかなり有効だと思います。子どもがいない世帯や、年配者か若者かなど、異なるケースではそれぞれまた別の有効な方法があると思います。実際に実現可能かどうかもあわせ、検討していく必要があると思います。

・<u>役場職員と町民の距離を縮め、情報を聞きやすい環境づくりをする</u>ことも大切だと 思います。たとえば、<u>各区ごとに担当の職員を設けて、その人が窓口</u>になっていただ ければ、知りたいことや分からないことが聞きやすいのではと思います。

<提案3>

現在の町民の情報収集方法については、ほぼ広報であると考えます。

HPの充実についてはしっかりとやる必要がありますが、現在の状況を踏まえると、 その効果はまだ薄いと考えます。

よって、紙による伝達手段をメインとし、また、月1回の広報では、タイムリーな情 報は伝わらないことから、月数回の紙による情報提供が必要であると考えます。

■機関誌を発行する。

<説明>中國重要學院是自由學院的學院。 (2014年) (2014年) (2014年)

発行日・・・広報の発行日(毎月1日)、と毎月15日を発行日とする。

内 容・・・① 町のこの先1ヶ月の行動と、前1ヶ月を省みた記事を掲載。

- ② 協働に係る情報等を楽しそうに掲載。
- ③ 先進事例(○△市ではこんなことをしています。)の紹介。

■ルールブックを作成する。

<説明>

行き過ぎた、そしてあやまった考え方による情報提供・要求等の防御策を含め、 協働に関する全ての基本となるルールを作る必要があると考えます。

<提案4>

<問題点>

町民が情報を求める環境づくり→自主・自立

住民が行政を理解しているかが重要である。

情報の理解が伴わなければ非公開・非共有と同じ。

<解決策>

全ての行政情報の開示と提供→説明責任の言葉は第三年の行政情報の開示と提供→説明責任の言葉は第三年の行政情報の開示と提供→説明責任の言葉は「第三年の行政情報の開示と提供→説明責任の言葉を表現している。

少しの工夫と実践する情熱があれば新しいシステムをつくることができる。 公**頭が硬く非効率をなくす。** しょうぎち思うますのほど おり、おうまで配置するのが

<提案5>

<問題点等>

広報誌を読んでいる人は、どのくらいいるのか?職場等で広報誌や新聞の話題が出 ますか?テレビのニュースは耳から入ってくるので、結構覚えていますので、話題に なります。読まなくてもよい方法は取れないでしょうか?また、町と町民の壁が厚す ぎると思う。

<解決策>

町職員等が各職場に出向いて情報を行う。(幼児サークル等もよい)

<解決策の理由>

町民が役場に行く時間を取ることは、なかなか難しいと思う。(主婦も含め)各職 場には、年齢層も幅広く色々な意見を聞けると思うし、壁を取り除くためにも良い方 法と思われます。

<提案6>

<問題点等>

行政側から住民に対しての情報提供について、<u>現在行われている(広報、ホームページ</u>、回覧等)などによる伝達方法でとりあえず良いと思います。

問題は、受け取る側の関心の度合いで提供する側の思いがなかなか町民に伝わりにく い事や、町民が気軽に町に意見を言える場所がどこなのか分からない、と言う事もあ ると思います。

情報提供については、広報などで(予算、決算)や町事業計画など大まかに知らされており、更に詳しく(予算のあらまし)冊子が配布されているが、住民にとって重要と思われる情報は、その時に広報の充実などで対処すれば、必要ないと思います。 (希望者を募り必要分だけ作成する方法)はないですか・・・?

区長さんを経由した回覧は、きめ細かく町民に伝えるには最適だと思います。 住民参加や重要な情報については、目にとまりやすい表現で書き、必要であるなら一度でなく再度回すなど、住民が目にしないで流れる事も想定した対処も考えては。 住民の意見を収集する方法については、この回覧を活用して行くと良いと思います。 町への意見、提言を次の配布日もしくは用意が整った時点での配布日に、区長さんに 回収してもらい届けてもらう(自分で直接出来る人を除く)などなど。

いずれにしても情報の共有に限らずまちづくり、とりわけ住民の参画、協働において重要な事は、地域コミュニティの充実が大きな課題であると思います。人と人との繋がりが希薄になれば地域コミニュティの低下をまねき、防犯、防災、福祉や伝統行事など社会生活の営みに重大な影響を及ぼします。町民ニーズがより反映され満足度が高い地域社会を実現していくには、地域コミュニティの単位において、そこの住民が目指すべき地域像を示し、計画立案から実施にいたるプロセスに自主的に参加し地域づくりに取り組んでいく事が大事です。

行政は住民の目線にたった財政的、技術的支援が必要です。

地域の課題は地域コミュニティで解決を目指し、それでも解決できない時は町と地域 の協働で問題に当たる、<u>それぞれの役割分担を明確にしてまちづくりを進める</u>ことが これから大事です。

<提案7>

<問題点>

以前、<u>有線放送等</u>により、役場からのお知らせや農業関係等の情報を流していたが 現在は廃止となってしまった。また、パソコンを使用しない方は、広報誌での情報に 頼るしかない。同時に、核家族化や隣組の活動が狭くなり、<u>お年寄りには新情報が入</u> りづらい環境になっていると思う。<u>情報がなければ、共有化の実現は不可能</u>である。

<検討課題>

町が頻繁にお知らせを配布しても<u>興味のない方には、ゴミになると敬遠</u>されてしまうが、町民の皆さんに広報誌やホームページの情報に目を向けていただきたい。<u>緊急</u>放送以外にも各戸にお知らせできる手段を模索したい。

<提案8>

災害又は有事の時の情報共有について

先般、2月11日の送電線切断による停電の時ですが、

一般住民の人たちは状況が分からず、又情報が無い為不安な時間を送りました。 特に災害等で町中が被害を受け、<u>町職員や消防団員が災害復旧作業等にあたる中</u> での情報の共有や伝達は大変困難を極めます。

◎情報の内容は

- 1. 避難誘導情報 (要支援者を優先とする住民)
- 2. 安否(特に要支援者や一人暮らしのお年寄り)情報や被害確認
- 3. ライフライン(電気・水道・電話等)の復旧情報
- 4. その他

◎対策(案)

情報伝達経路(連絡網)の確立

- 1. 総務課(総務課長)、災害時は『災害対策本部』が情報提供並びに情報収集 が必要と判断した時、各支所(支所長)に連絡する。
- 2. 各支所(支所長)は各区長に連絡する。
- 3. 各区長は各地区役員(組長等)に連絡する。
- 4. 各地区役員(組長等)は地域住民に連絡すると共にそれぞれの地域の情報を 区長に連絡する。
- ※各地域の安否及び被害状況は1~4の伝達経路の逆に報告する。
- ※月夜野地区は総務課(総務課長)が各区長に連絡する。
- ※又、役場職員・消防団は、この伝達経路とは別に必要に応じて活動する。
- ※この案を実施するには<u>要支援者・一人暮らしのお年寄りの事前確認が必要です</u>が、現在、区長・民生委員にて調査中との事です。

〈提案9〉

(E)

<問題点等>

町からは、広報・回覧・HP等で情報発信しているが、<u>現実として町民に情報が届いていない</u>ことが多い。特に<u>若者は、町の広報誌等を読む意識が薄い</u>ように思える。 〈解決策〉

今までの情報発信に加えて、<u>地域コミュニティを形成</u>する。紙やネット等を通じてでは、情報を得る側の意識が薄いと伝わらないので、やはり<u>人から人への口コミが重</u>要である。具体的には、地域における定期的な会合の場をつくる。

提案	委員からの提案により見えてきたもの			
	地域とのつながり、コミュニケーションが大切			
提案1	情報を一ヶ所に集めるシステム			
	地域ぐるみで解決に取り組むシステム・施設を学校区ごとに配置			
担实。	情報提供の有効な手段の検討			
提案2	担当職員と窓口の設置			
	機関紙の発行			
提案3	タイムリーな情報提供(月数回・広報紙)			
	ルールブックを作成する(協働の基本ルールづくり)			
提案4	住民の理解が重要			
灰米4	新しいシステムづくり			
提案5	町職員が出向いて情報提供する			
	情報を受ける側の関心度合いを高める			
	町民の意見を伝える場(意見回収の制度)			
	情報発信の工夫(再回覧)			
#1 #2 (コミュニティの充実			
提案6	住民が地域コミュニティ単位で地域像を描く			
	計画立案・実施までのプロセスで自主的に参加			
	行政は住民の目線で財政的・技術的な支援			
	役割分担を明確化する			
提案7	町民の皆さんに情報に目を向けてもらう(広報誌・ホーページ)			
1Æ	お知らせをする手段を検討(各戸)			
提案8	災害時等の情報の共有(情報伝達経路網)の確立			
提案9	情報発信に加えた地域コミュニティの形成			
旋条 ⁹	人から人への情報(地域における定期的な会合の場)			
-				

1. 地域のコミュニティづくり (まちづくりの主体づくり)

設置単位は、3地区なのか・9地区なのか? 情報銀行の機能を持たせることも可能では 地域コミュニティづくりの補助金制度の創設 つなぎ資金制度の創設(テーマコミュニティ) まちづくリアドバイザー支援など 今後、計画的に地域コミュニティの構築に向けて進めてほしい。

平成21年度から仕組みを段階的に作っていく。

区長や議会等の合意形成が必要

組織があって成り立つもの

- 2.情報共有の仕組みづくり
- 3.財政・人的支援が必要
- 4.担当職員の配置など

資料2

まちづくり活動つなぎ資金貸付制度の概要

1.制度創設までの経緯

町内のNPO法人や任意団体等が国・県等の補助助成を受けて事業を行った場合は、事業が完了しても諸手続が整わないと補助金等が交付されません。

事業実施にあたっては、補助金等を受け取るまでの間、その事業の経費の支払いは、団体の資金で賄う必要がありますが、個人で立て替えるなど、資金繰りに苦慮している状況です。

そこで、町では、補助金等を受け取るまでの間、円滑な事業の推進を図るために基金を設置し、団体に無利子で貸し付ける「つなぎ資金貸付制度」を創設することになりました。

2.基金の名称

みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付基金

3 . 基金の目的

みなかみ町における協働のまちづくりを推進し、地域の活性化が期待できる 公益的な事業であって、国、県又はその他の団体の補助金等交付決定を受けて いる団体に対し、基金の範囲内において、補助金等を受け取るまでの間、補助 対象事業の経費の支払いに必要な資金(つなぎ資金)の貸付けを行い、まちづ くり活動が円滑に行われることを目的とします。

4 . 基金の根拠条例

みなかみ町まちづくり基本条例(平成20年条例第31号)第16条第2項の規定に基づいたものです。また、町は、つなぎ資金貸付基金条例・貸付条例・貸付条例施行規則を定めます。

まちづくり基本条例第16条第2項(コミュニティの役割)

議会及び町は、まちづくりを支え合う自主的及び自立的なコミュニティの役割を認識し、尊重するとともに、その活動を支援することができます。

5 基金の額

基金の額は、1,000万円とします。

6.貸付対象事業

次のすべての事項に該当する事業とします。

主たる活動が町内である事業

協働のまちづくりを推進し、地域の活性化が期待できる公益的な事業 国、県又はその他の団体の補助金等交付決定を受けている事業 ただし、町長が特に認めた事業については、この限りではありません。

7.貸付対象団体

次のすべての事項に該当する団体とします。

町内に事務所等を有する団体

国、県又はその他の団体の補助金等交付決定を受けている団体 ただし、町長が特に認めた団体については、この限りではありません。

8.貸付金額

貸付金額は、補助金等交付決定額の80パーセント以内とします。 ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

9.貸付条件

貸付利息 無利子

貸付期間 貸付けの日から補助金等を受け取った日以後14日以内まで 償還方法 一括払い

10.貸付申請

借受団体は、貸付けを受けようとするときは、貸付申請書に必要な書類を添 えて町に提出するものとします。

11.貸付決定

町は、貸付申請書を審査し貸付けの可否を決定したときは、貸付決定・否決 定通知書により借受団体に通知します。

その後、借受団体は、貸付借用証書を町に提出することになります。また、連帯保証人が必要となります。

12.変更届

借受団体は、補助金等交付決定額に変更が生じたときは、変更届に必要な書類を添えて町に提出するものとします。

13.貸付金の返還

次の事項に該当した場合は、貸付金を返還させるものとします。

補助金等交付決定を取り消されたとき

貸付金を貸付けの目的外に使用したとき

虚偽又はその他不正な手段により貸付けを受けたとき

その他、町長が返還を命じたとき

14. 実績報告

借受団体は、貸付対象事業が完了したときは、実績報告書に必要な書類を添えて町に提出するものとします。

15. 償還期日

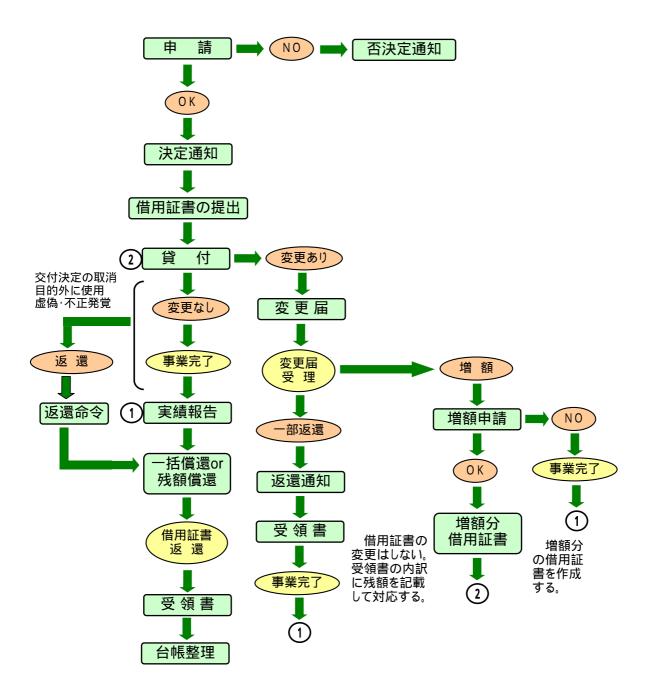
借受団体は、補助金等を受け取った日以後14日以内に、貸付金を一括償還しなければなりません。

町は、一括償還がされたときは、貸付借用証書を返還し受領書を交付します。

16.帳簿による整理

町は、貸付決定に関する所要事項を貸付台帳に記載して整理します。

まちづくり活動つなぎ資金貸付制度のフロー



- 4 -

資料3

協働のまちづくり委員会検討資料

地域コミュニティづくりに向けて

~コミュニティは、まちづくりの担い手~

平成20年4月1日に「みなかみ町まちづくり基本条例」が施行となり、この条例に基づき「自助・互助・扶助」の精神を尊重し、町民、議会及び町がそれぞれの役割を担った「協働のまちづくり」を推進し、足腰の強い活力あるみなかみ町を築いていくことになりました。

平成17年10月1日に旧月夜野町・旧水上町・旧新治村が合併し、今年で4年目を迎えています。それぞれの地域には特色と個性があり、地域の暮らしやすさを高めるためにも、その特色を活かした地域づくりを進めることが重要であると考えます。

みなかみ町を構成する地域がそれぞれの個性を発揮しつつ、地域間の連携 を図りながら目指すべきみなかみ町を形成することが重要です。

これからの地域づくりは「自分でできることは自分で」「自分だけでできないことは地域で補い」「それでもできないことは行政が行っていく」といった役割分担と、自分たちの住む地域をより住みやすく、そして未来を担う子供たちへ活力ある町を残すためにはどうすればいいのか、住民一人ひとりが地域について考え「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持って、地域づくりに参加することが重要です。

住民力の強さが、その地域の暮らしやすさを高め、地域の魅力となるように思われます。

このようなことから、町は平成21年度より、地域が一体となって活動するためのコミュニティ組織(仮称まちづくり協議会「新設」)を支援する補助制度を創設します。

それぞれの協議会が地域の特色と個性を活かした地域づくりを進め、地域 コミュニティの充実・強化を図り、地域の課題解決と住みよい活力ある地域 の実現を目指したいと考えています。

1.補助金の名称

みなかみ町地域コミュニティ活動支援事業補助金(仮称)

2.補助金の交付目的

地域が一体となって活動するコミュニティ組織「まちづくり協議会(仮称)」が地域の特色と個性を活かした地域づくりを進め、地域コミュニティの充実・強化を図り、地域の課題解決と住みよい活力ある地域の実現を目的に、町は協議会に対し補助金を交付します。

3.補助金の交付先

補助金の交付先は、旧町村単位の3地区に「まちづくり協議会」を設置し、補助金を交付することを想定しています。

4.補助金の根拠条例

みなかみ町まちづくり基本条例(平成20年条例第31号)第16条第 2項の規定に基づいたものです。町は、地域コミュニティ活動支援 事業補助金交付要綱・事務取扱要領を定める予定です。

<まちづくり基本条例第16条第2項(コミュニティの役割)>

議会及び町は、まちづくりを支え合う自主的及び自立的なコミュニティの役割を認識し、尊重するとともに、その活動を支援することができます。

5.補助金額

平成21年度の補助金額は、1地区300万円を上限とします。

<具体例>

月夜野地区まちづくり協議会(仮称) 300万円 水上地区まちづくり協議会(仮称) 300万円 新治地区まちづくり協議会(仮称) 300万円 ただし、事業費が200万円の場合は、補助金額は200万円 となります。

6.補助対象事業・補助率

次の ~ の事業を対象とします。ただし、まちづくり協議会の 承認が必要となります。

まちづくり協議会の設立に向けた活動(補助率10/10)

事業計画等の作成に関する事業(補助率10/10)

事業計画に基づく事業の実施(補助率2/3)

<補助対象事業の条件・検討>

同一事業は、原則3年まで補助対象とします。

ソフト事業を対象とします。

新規事業を対象とします。

地域住民が主体となって実施する事業であって、より多くの住民 が参加することが必要です。

事業は、一部の地域や団体が優先されないように、地域全体でよく話し合うことが必要です。

<事業例>

ボランティア活動(交通安全、防犯パトロール、防災・雪対策など) 児童健全育成事業(見守り隊、子育て支援など)

環境美化事業(省エネ、クリーン作戦、花いっぱい運動など) 地域交流事業(地域住民のふれあい交流事業、文化、レクリエ ーションなど)

地域活動担い手育成事業(研修会、学習会など)

情報共有推進事業(地域広報誌の発行など)

7.補助金申請の審査基準

補助金審査にあっては、「公益性」「有効性」「妥当性」の3つの視点に基づき行うものとします。

詳しくは、次ページの説明のとおりです。

< 公益性 >

- (1)補助金の交付が客観的に公益上必要であると認められること。
 - ア 住民自治の向上につながるもの
 - イ 少子高齢化社会への対策に寄与するもの
 - ウ 住民の福祉・健康の増進が図れるもの
 - エ 住民の安全で安心な生活に寄与するもの
 - オ 産業の発展に寄与するもの
 - カ 環境対策に寄与するもの
 - キ 住民の教育・文化・スポーツ振興に寄与するもの
 - ク 住民のボランティア活動を誘発するもの
- (2)効果が広く住民にいきわたり、決して特定の者の利益に終わらないこと。

<有効性>

(1)行政と住民との協働化社会の構築に向けての役割分担の中で、 真に補助すべき内容であること。

<妥当性>

- (1)補助金の対象となる経費及び補助金の使途が明確であるもの。
- (2)交際費・懇親会費等の公益的事業に直結しない経費について は対象としない。
- (3)原則として、補助の限度額を設定すること。

8.補助対象とならない事業

行政区又は団体等が単独で行う事業 単なる飲食を目的とした事業 営利を目的とした事業 宗教活動・政治活動に関わる事業など

9.補助対象経費の取り扱い

まちづくり協議会で、承認された事業に要する経費を対象とします。詳しくは、次ページの一覧のとおりです。

<補助対象とならない経費>

補助された団体がさらに他の団体に補助する補助金(行政区

・老人会・子供会等への運営補助金)

多額の研修旅費・慰労的研修経費・交際費・慶弔費・人件費

・食糧費・日当などの補助事業と直接関係しない協議会運営に 要する経費など

今後、検討していきたいと思います。

<補助対象経費(例)・対象外経費(例)一覧>

経費項目	対象となる経費(例)	対象とならない経費(例)	補助率
報 償 費	講師等への謝礼等	住民への謝礼	
旅費	講師等の交通費 会議等に出席するための交通費 講師等の宿泊費等		
消耗品費	事務用品・コピー用紙等の消耗品 花苗代・軍手等の消耗品等		
印刷製本費	コピー代・チラシ等の印刷代等		
会議費	会議のお茶代 講師等の弁当代等		
役 務 費	切手代 振り込み手数料等		
保 険 料	イベント・ボランティア保険等		
委 託 料	イベント等の会場設営費等		
使用料及び 賃 借 料	会場使用料 物品等の賃借料等		
備品購入費	事業に必要な備品購入費等	車両購入費	
その他	町長が特に必要と認めたもの		

(平成21年3月12日配付資料)

資料 4

協働のまちづくり委員会検討資料

まちづくり協議会(仮称)の設立に向けて

1.町からの説明会の開催

町は、事業実施にあたり、次のとおり説明会を実施します。

区長会(全区長)で説明

区長会役員会議・区長会支部会議で説明など

2. 具体的な進め方

町は、区長会支部会議を設立準備会として考えています。組織の構成員や事業等について、検討をお願いしたいと考えています。

3.協議会の設置区域

合併前の旧町村単位に、まちづくり協議会を設置する予定です。

< 設置単位 >

月夜野地区 1団体

水上地区 1団体

新治地区 1団体

事業を円滑に行うために、まちづくり協議会に支部組織を設置することも考えられます。

支部組織の設置についても検討してください。

<具体例(小学校区単位とした場合)>

月夜野地区(桃野支部・古馬牧支部・月夜野北支部)

水 上 地 区 (水上支部・幸知支部・藤原支部)

新 治 地 区 (新巻支部・須川支部・猿ヶ京支部)

4.協議会の位置付け

町民が 主体となる 組織 町民が 連携・協力 する組織 町民の 参加を推進 する組織 地域住民に開かれた組織

計画性 と持続性 のある組織 役割分担を 明確にした 組織

協働の まちづくりを 推進する組織

5. 構成員の選出・承諾

設立準備会で構成員を選出・承諾していただきます。また、地域の様々な団体の代表者や地域住民が構成員となり、地域が一体となれるように構成することが望まれます。一定の団体や地域住民に偏らないよう配慮することも必要です。

<考えられる構成員>

行政区の代表者(区長だけではなく) PTAの代表者 NPO法人・ボランティア団体の代表者 婦人会の代表者 老人会の代表者 各種まちづくり団体の代表者 各地区からの推薦人など

6.構成員名簿の作成

設立準備会で例示 (P6)を参考に、名簿の作成をお願いします。

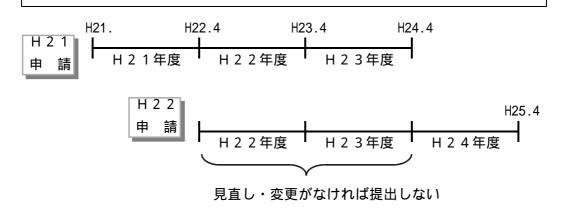
7.規約の検討・作成

設立準備会で例示 (P7・8)を参考に、規約の検討・作成をお願いします。地域の実情に合ったものを作成してください。

8.事業計画書・収支予算書の検討・作成

設立準備会で例示 (P9・10)を参考に、事業計画書・収支予算書の検討・作成をお願いします。3カ年分を作成してください。

地域の現状・課題を把握するために、聞き取り・アンケート等の 実施も考えられます。また、意見集約と事業実施における優先順位 の決定も必要となります。



9.協議会設置により想定できるメリット

地域の課題や個々の団体では解決できなかった課題が解決しや すくなり、住みよい町を実現できます。

住民間の連携、各種団体間の連携が深まることで、地域に一体感とネットワークが構築され、地域活動が活発化し、地域の活性化が期待できます。

地域の特色と個性を活かしたまちづくりを進めることで、地域の実情や要望に即したまちづくりが展開できるようになります。

町民主体のまちづくりを進めることで、地域活動が活発化し、 各地域のお互いの活動が刺激を与え合い、より良い活動に発展す る相乗効果が期待できます。

住民がまちづくりに参加することで、それぞれの個人が持つ個性や能力を発揮しやすくなり、地域の担い手が育成され、地域の活性化が期待できます。

行政と住民との役割分担が明確になることで、協働のまちづく りの体制が構築され、活力あるみなかみ町を実現することができ ます。

地域住民の皆さんが、それぞれの地域の課題や要望を話し合い、 意見をまとめ、そして地域の課題を解決することで、地域に一体 感が生まれ行政への提案がしやすくなります。

10.設立総会の開催

設立準備会で構成員名簿・規約・事業計画書・収支予算書が出来 上がり次第、設立総会を開催することになります。

まちづくり協議会の設立後の進め方

1. 通帳・印鑑の作成

協議会は、補助金振込用の通帳・印鑑を作成してください。

2.補助金申請・請求・概算払

協議会は、補助金申請書・請求書を作成し、役場総合政策課に提出してください。その後、町から補助金を概算払します。

補助金等交付申請書・補助金等交付請求書は、みなかみ町補助金等に関する規則の書式を使用してください。

<補助金等交付申請書に添付する書類>

協議会構成員名簿(P6) 1部協議会規約(P7・8) 1部 事業計画書(P9) 1部 収支予算書(P10) 1部 補助金等を必要とする理由書 1部

<補助金等交付請求書に添付する書類>

補助金等交付指令書の写し 1部 協議会通帳の写し 1部

3.事業の実施

なるべく多くの地域住民の参加を得て事業を実施してください。 事業ごとに内容が分かる写真を撮ってください。

写真は、デジカメで撮ってください。写真データは、事業ごとに CDにコピーし、補助金等事業実績報告書に添付していただきます。

4.情報共有の推進

協議会は、地域住民との情報共有に努めていただきます。なるべく多くの町民が事業に参加するためには、情報の共有が不可欠です。 広報紙を発行するなどの地域住民へ情報の周知を徹底してください。

5.町との連携・協力

協議会は、町との連携・協力に努めていただきます。

6. 実績報告書・事業評価調書の作成・提出

協議会は、事業完了後に実績報告書・事業評価調書を作成し、役場総合政策課に提出してください。

補助金等事業実績報告書は、みなかみ町補助金等に関する規則の書式を使用してください。

事業評価調書は、例示 (P13) により作成してください。

<補助金等事業実績報告書に添付する書類>

事業実績書(P11) 1部 収支精算書(P12) 1部

事業ごとに、事業内容が分かる写真データ(CD) 各1枚

7.補助金の精算払

町は、実績報告書により補助金の交付額を確定し、補助金を精算払します。

概算払により交付した補助金額が、補助金交付決定額を下回った場合は返還となり、上回った場合は差額を交付します。ただし、継続事業は、この限りではありません。

地区まちづくり協議会構成員名簿(例示)

役 職	氏 名	住 所	電話番号	備考
会 長				
副会長				
"				
運営委員				
"				
"				
"				
"				
"				
"				
"				
書記				
"				
会 計				
11				

地区まちづくり協議会規約(例示)

(名称及び事務局)

第1条 この協議会は、「 地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)」と称し、事務局を 内に置く。 (目的)

第2条 この協議会は、 地区の住民が力を合わせ、地域が一体となって 地域の特色と個性を活かしたまちづくりに取り組み、それぞれの地域の課題 や要望を話し合い、意見をまとめ、そして地域の課題を解決するとともに、 地域コミュニティの充実・強化を図ることで住みよい活力ある地域をめざす ことを目的とする。

(事業)

- 第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。
 - (1) 地域の課題解決と地域コミュニティの充実・強化に関すること
 - (2) 地域行事の企画・調整・実行に関すること。
 - (3) 地域要望の集約(順位付け)と予算化に関すること。
 - (4) その他目的達成に必要なこと。

(事業費)

第4条 前条に掲げる事業に必要な経費は、町から交付される補助金を充てるものとする。

(構成員)

- 第5条 この協議会は、 地区の居住者及び関係者のうちで次の者で構成 する。
 - (1) 行政区の代表者
 - (2) PTAの代表者
 - (3) NPO法人・ボランティア団体の代表者
 - (4) 婦人会の代表者
 - (5) 老人会の代表者
 - (6) 各種まちづくり団体の代表者
 - (7) 行政区からの推薦人

(役員)

- 第6条 この協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名
 - (3) 運営委員 名
 - (4) 書記及び会計若干名。

(役員の選出)

第7条 会長と副会長は、構成員の互選とし、運営委員、書記及び会計は会長が指名する。

(役員の任務)

- 第8条 会長は、この協議会を代表し、主宰する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長を代行する。
- 3 運営委員は、会長及び副会長とともに、この協議会の運営について協議する。
- 4 書記は、この協議会の事務を行い、議事を記録する。
- 5 会計は、この協議会の会計を行う。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(会議)

- 第10条 会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会議のテーマは、構成員や行政から提案されたものをこの会議に諮り決定する。

(支部)

第11条 この協議会に、事業を円滑に行うため支部を置くことができる。

(会計)

第12条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

附 則

この規約は、平成 年 月 日より施行する。

(別 記)

<様式3-事業計画書>

平成 年度 地区まちづくり協議会事業計画書(例示)

事務所所在	
協議会名	
会 長 名	

事業目標	事業実施 予定年月日	事業内容	事業実施 予定場所	参 加 予定人数
	事業目標			

<様式4-収支予算書>

平成 年度 地区まちづくり協議会収支予算書(例示)

協議会名	
会 長 名	

事 業 名	予算項目	予 算 額	積 算 内 訳
	収 入 補 助 金		
	広告料		地域広報誌掲載広告料
	雑 収 入		
	支 出 報 償 費		
	旅費		
	印刷製本費		
	会 議 費		
	役 務 費		

<様式5-事業実績書>

平成 年度 地区まちづくり協議会事業実績書(例示)

協議会名	
会 長 名	

事業名	事業目標	事業実施年月日	事業内容	事業実施 場 所	参 加 人 数

<様式6-収支精算書>

平成 年度 地区まちづくり協議会収支精算書(例示)

協議会名	
会 長 名	

事 業 名	予算項目	決 算 額	決 算 内 訳
	収 入 補 助 金		
	広告料		地域広報誌掲載広告料
	雑 収 入		
	支 出 報 償 費		
	旅費		
	印刷製本費		
	会 議 費		
	役 務 費		

<様式7-事業評価調書>

平成 年度 地区まちづくり協議会事業評価調書(例示)

3 373111111	
協議会名	
会 長 名	

事業名	事業目標	事業の達成状況	評価・課題